

尼崎市嘱託職員労働組合 との交渉状況

平成 25 年度第 4 号
通 算 第 5 号
平成 25 年 12 月 13 日
尼崎市総務局
人事管理部給与課

平成 25 年 12 月期の割増報酬等について

11 月 25 日午後 7 時 30 分から午後 9 時まで、中央公民館小ホールにおいて、平成 25 年 12 月期の割増報酬等について交渉を行った。

今回の交渉の主な目的

前回（11 月 13 日）までの交渉等での議論を踏まえ、12 月期の割増報酬について一定の修正回答を示した上で、前回交渉から継続協議となっている事項等について協議を行うため、交渉の場を持った。

組合への提案及び回答

平成 25 年 12 月に支給する割増報酬について（メモ）

[別紙 1](#)

具体的な交渉内容

平成 25 年 12 月に支給する割増報酬等について

課題の要旨

割増報酬を 0.02 月(定額は 3,500 円)増額することを示したうえで、具体的な協議を行った。

尼崎市嘱託職員労働組合の主張	当局の回答
平成 25 年 12 月に支給する割増報酬について 0.02 月の増額を行った理由は。	本市の厳しい財政状況を考慮すると引き上げを行うことは困難な状況であるが、昨年度の協議の中で割増報酬が過去 5 年間据え置きとなっている現状を重く受け止めている旨の考えを示し、本年度夏期一時金において一定の引き上げを行ったことなど、これまでの交渉経過等を踏まえて熟考した結果、0.02 月引き上げることとしたものである。

<p>0.02月の増額を行った場合の所要経費は。</p>	<p>嘱託員約590人で、約210万円程度の経費増になると見込んでいる。</p>
<p>590人の中で、人件費を国が負担もしくは県が負担している嘱託員の人数は把握しているか。</p>	<p>国や県から人件費の負担を受けている人数の詳細は把握していないが、負担の有無によって報酬月額等の処遇を異にするものではない。</p>
<p>当局は報酬を増額すると市の負担が多くなるというが、今回の修正案においても210万円が全て市の負担になるわけではない。嘱託員には人件費の出所を知る権利があると思う。</p>	<p>嘱託員の報酬月額等については、国庫負担等の有無に影響されるものではなく、これまでも、その違いにより報酬を区別したこともない。交渉の場では、労働条件にかかる事項等に関して議論すべきものと認識している。</p>
<p>この0.02月の増額分の原資を来年度の報酬月額引き上げに充てることはできないのか。単純な試算で、月額300円程度引き上げることで対応できるのではないのか。</p>	<p>それは、今回の交渉で示している回答及び提案項目等の合意を前提とした嘱託労組としての要求と捉えていいのか。</p>
<p>実現できるかどうかわからない段階で合意を約束することなどできない。</p>	<p>仮に、それで合意形成をとることができるのであれば、持ち帰って検討することは可能である。</p>
<p>消費増税を踏まえて割増報酬を増額したということか。</p>	<p>消費増税と今回の割増報酬の増額は別の問題であると考えている。 今回の割増報酬の増額は、これまでの交渉経過を踏まえ、市としてできる限りの回答をさせてもらったということである。ただ、人事院勧告が据え置きであることからしても、今回の引き上げは夏期と同様に特例措置であることは十分に理解いただきたい。</p>
<p>消費増税と別問題ということは、消費増税に伴う報酬月額の改善は別で検討するということか。 消費税が8%になることで、手取りの収入が14~15万円程度の者の月々の負担増は4,500円程度になるとの試算もある。せめてそれぐらいは増額できないのか。</p>	<p>民間企業における賃金増額や、人事院勧告での給与引き上げが示されていない中で、単に消費税の増税があるということだけをとらえ、報酬額等の改定を行うことは難しいと申し上げている。</p>
<p>前回の交渉で、消費税の増税による影響は低所得者の方が大きいことを認識していると発言したのではないか。低所得者である嘱託員は消費増税による影響が大きいので、賃上げを行うべきである。尼崎市の財政問題を言われても、嘱託員の賃金は長年据え置かれてきており、もう我慢できない。</p>	<p>一般的にそういった側面があることは認識しているが、消費増税については、社会全体に影響のある問題であると認識しており、消費増税を直接的要因として報酬改定を行う考えはない。</p>

<p>臨時的任用職員の賃金日額は増額修正したと聞いている。嘱託員についても報酬月額を増額修正を要求する。</p>	<p>臨時的任用職員については、阪神間他都市との比較の中で賃金水準がなお低位にある一部の職種について、引き上げの回答を行った。</p> <p>嘱託員についても、人事院勧告や各市の水準も考慮する中で報酬額を決定しており、現時点では一定適正な水準にあると認識している。</p>
<p>人事院勧告は民間の賃金が引き上げられているという結果が出てから給与の引き上げを勧告するため、どうしても民間の賃上げ時期と比べて、公務員の賃上げ時期が遅れてしまう。この遅れた期間の賃上げ分は誰が補填してくれるのか。補填してくれないと低賃金の嘱託員は生活できない。</p>	<p>人事院勧告は、毎年4月時点の官民の給与状況を調査した結果をもとに、例年8月に勧告として出されることから、民間の状況が反映される時期は一定遅れる仕組みとなっており、それは引き上げの場合も引き下げの場合も同様である。</p>
<p>子育てしながら仕事を掛け持ちしている嘱託員もあり、嘱託員はぎりぎりの生活をしている。我々が受け取っている報酬は実態として生活給となっており、そのような実態も踏まえて、報酬月額を増額を行うべきである。</p> <p>当局は理屈で説明してくるが、組合としては嘱託員の実態しか訴えられない。</p>	<p>報酬という性格から生活給とは言えないが、実態として生活給となっている一面があることは理解している。そうしたことから、報酬月額を決定する際には、近隣他都市等の状況等を踏まえる中で設定してきており、現在の報酬月額は適正な水準にあると認識している。</p>
<p>人事院勧告は公務員の給与に影響させるものであり、人事院勧告を基本に嘱託員の報酬月額等を検討するのであれば、嘱託員を正規職員にするべきである。当局の都合の良い時だけ嘱託員を公務員扱いするやり方は改めるべきである。</p>	<p>従前から、嘱託員の報酬改定については、人事院勧告を基本として、労使で協議を行ったうえで決定してきている。当局の都合だけで報酬月額等を決定しているわけではない。</p>
<p>芦屋市や西宮市では嘱託員の割増報酬が0.08月増額されたと聞いた。それを聞いて、当局はどう感じるのか。</p>	<p>自治体それぞれが置かれている状況や考え方に基づいて、労使交渉を重ねて決定されているものと思う。</p> <p>本市においても人事院勧告等を基本に、報酬改定を行っているが、今回、これまでの協議経過を踏まえ、割増報酬の引き上げをお示ししている。</p>
<p>その他</p> <p>調理師の報酬についても経験加算を導入してほしい。</p>	<p>児童ホーム等、子供に携わる一部の職種においては、経験を重ねることによる能力の伸張がより見込まれるとの判断から、過去の労使協議の中で現行の経験年数5年を区分とした報酬体系としているが、本来、職務に対して設定する報酬月額は、定額であるべきと考えている。</p>

<p>嘱託員の報酬月額については、当局はいつも経験加算を行うことは難しいとしているが、尼崎市独自で工夫できることはあるはずである。何もする気がないだけではないか。</p>	<p>嘱託員の報酬については、職務の責任・困難度等が同程度であれば、報酬額は同一とすべき旨が総務省通知により示されている。本市においては、この基本的考えに基づき報酬等を設定しており、経験年数による単なる定期昇給の導入は、現行の法制度の中では困難であると考えている。</p>
<p>今の法制度の中ではできないという言い方は本当に血も涙もない、冷徹な言い方に聞こえる。現行の法制度上、経験加算が困難であるなら、国に制度改正を行うように訴えていくべきである。</p> <p>阪神間で経験加算を導入していないのは尼崎市だけである。</p>	<p>現行の法制度の中で運用していかなければならないと考えており、総務省通知を踏まえると、経験年数による単なる定期昇給の導入は困難である。</p>

課題解決への方向性

組合は、本市以上に割増報酬を増額している自治体があることや、嘱託員の置かれている実態を理解できたと思うので、再度、修正回答を示すよう主張したが、当局は、本日の修正回答の内容での判断を求め交渉を終えた。

後日、市職労本部を交え、今冬の割増報酬について、改めて窓口で折衝を行い、さらに 0.01 月（定額は 1,500 円）の増の特例措置を行うことで合意形成を取ることを確認した上で、11 月 27 日の拡大窓口において、修正メモの差し替えを行った。（昨年度ベース 0.03 月（定額は 5,000 円）の増）

以上
（給与課）

平成 25 年 12 月に支給する割増報酬について（メモ）

H25.11.25

「平成 25 年 12 月に支給する割増報酬について（メモ）」の「1 平成 25 年 12 月に支給する割増報酬」について、次のとおり修正する。

1 平成 25 年 12 月に支給する割増報酬

平成 25 年 12 月 1 日に在職する者に、以下の区分により支給する。

- (1) 報酬月額が 192,900 円（Cランク）の者
報酬月額 × 1.57 月 × 期間率
- (2) 報酬月額が 212,400 円（Dランク）の者
一律 281,000 円
- (3) 報酬月額が 241,200 円（Eランク）の者
一律 266,000 円
- (4) 報酬月額が 150,200 円（高年齢者委嘱制度による委嘱）の者
一律 255,000 円
- (5) その他（Bランク）の者
報酬月額 × 1.81 月 × 期間率

ただし、本市を定年退職した者等には支給しない。

以 上
（給与課）

平成 25 年 12 月に支給する割増報酬について（メモ）

H25.11.13

1 平成 25 年 12 月に支給する割増報酬

平成 25 年 12 月 1 日に在職する者に、以下の区分により支給する。

- (1) 報酬月額が 192,900 円（C ランク）の者
報酬月額 × 1.54 月 × 期間率
- (2) 報酬月額が 212,400 円（D ランク）の者
一律 276,000 円
- (3) 報酬月額が 241,200 円（E ランク）の者
一律 261,000 円
- (4) 報酬月額が 150,200 円（高年齢者委嘱制度による委嘱）の者
一律 250,000 円
- (5) その他（B ランク）の者
報酬月額 × 1.78 月 × 期間率

ただし、本市を定年退職した者等には支給しない。

2 その他の支給条件

現行どおりとする。

3 支給日

平成 25 年 12 月 10 日（火）

4 諾否期限

平成 25 年 11 月 29 日（金）

以 上
（給与課）

妥結事項

11月13日、25日の2回にわたる交渉及び11月27日の拡大窓口の結果を受け、12月2日に次の項目について妥結に至った。

1 割増報酬（ボーナス）[平成25年12月10日支給]

・支給率

ランク	支給月数（額）	前年度
B	1.81月分（304,261～336,298円）	1.78月分（299,218～330,724円）
C	1.57月分（302,853円）	1.54月分（297,066円）
D	定額（281,000円）	定額（276,000円）
E	定額（266,000円）	定額（261,000円）
再雇用	定額（255,000円）	定額（250,000円）

2 報酬改定等について（平成26年度向け）

(1) 嘱託員の高年齢者委嘱制度により委嘱される者の報酬月額等

平成26年度に新たに委嘱される嘱託員（昭和28年4月2日以降生まれの者）の報酬月額を、173,800円（現行150,200円）とする。

また、現行、引き続き10年（小学校給食調理業務の嘱託員については8年）以上の勤務実績がある者としている再委嘱の勤務年数にかかる基準を5年に改める。

(2) その他の嘱託員について

現行どおりとする。